

令和7年度 第1回松本市認知症施策推進協議会

次 第

日時 令和7年7月17日（木）

午後1時30分から

場所 松本市役所 議員協議会室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 認知症施策推進協議会概要説明 （資料1）
- 6 役員選出(会長・副会長)
- 7 会議事項
 - (1) 報告事項
令和6年度事業報告について （資料2）
 - (2) 協議事項
松本市認知症施策推進計画（素案）について （資料3）
- 4 連絡事項
「信州オレンジサミット2025 in 松本」開催のお知らせ
 - ・日時：9月27日（土）午後
 - ・場所：ホテルブエナビスタ
 - ・内容：映画「オレンジ・ランプ」の上映
本人やご家族を交えたフォーラム
- 5 閉会

松本市認知症施策推進協議会委員名簿

選出区分	選出団体名等	委員	
医療 (第3条第2項第1号)	松本市医師会	小林 正典	新規
	松本市歯科医師会	轟 紀五	新規
	松本薬剤師会	高田 弘子	
介護 (第3条第2項第1号)	長野県理学療法士会	横山 大輔	
	公益社団法人長野県作業療法士会	青木 朗	
	一般社団法人長野県介護支援専門員協会	塩原 陽子	新規
	公益社団法人長野県介護福祉士会	有賀 佐和子	新規
福祉 (")	松本市社会福祉協議会	古幡 安志	新規
行政 (" 第3号)	松本警察署	横井 秀典	新規
地域 (" 第3号)	認知症の人と家族の会(四賀支部)	瀧澤 長子	
地域 (" 第3号)	松本市社会福祉協議会(地区生活支援員)	松崎 希佳子	新規
有識者 (" 第2号)	城西病院認知症疾患医療センター	森山 いず美	
オブザーバー	長野県若年性認知症支援コーディネーター	櫻井 靖志	
オブザーバー	認知症の方のご家族	原田 慶子	

○松本市認知症施策推進協議会設置要綱

平成 27 年 4 月 15 日
告示第 277 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、認知症の高齢者及びその家族が、住み慣れた地域で安心して生活を継続していくために必要な施策の推進を図るため、松本市認知症施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 認知症施策の推進及び検討に関すること。
- (2) 認知症施策に関する情報交換及び関係機関の連携に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 認知症施策に関係する医療、福祉及び介護に係る事業団体の代表者
- (2) 有識者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 15 日から施行する。

○松本市認知症総合支援事業実施要綱

平成30年3月30日

告示第35号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)に基づき、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう支援するため、松本市認知症総合支援事業(以下「事業」という。)の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 認知症への理解を深めるための普及啓発に関すること。
- (2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療、介護等の提供に関すること。
- (3) 認知症の者及びその家族(以下「認知症の者等」という。)に対する支援に関すること。
- (4) 認知症への対応についての支援体制の構築に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(普及啓発)

第3条 市長は、前条第1号の認知症への理解を深めるための普及啓発として、認知症に関する講座の開催、認知症サポーターの養成等を行うものとする。

(認知症地域支援推進員)

第4条 市長は、事業を円滑かつ効果的に実施するため、認知症地域支援推進員(以下「推進員」という。)を地域包括支援センターごとに1人以上置くものとする。

2 推進員は、次のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 認知症に係る医療又は介護における専門的知識及び経験を有する医師、保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士又は介護福祉士
- (2) 前号に掲げるもののほか、認知症に係る医療又は介護における専門的知識及び経験を有する者として市長が認める者

3 推進員は、次の業務を行うものとする。

- (1) 認知症の者等に対する適切な支援の検討及び関係機関との連携、調整等に関すること。

- (2) 認知症の者等を支援する社会資源に関する情報の収集及び提供に関すること。
 - (3) 認知症の者等への支援を行う者に対する研修会、交流会等に関すること。
 - (4) 認知症に関する正しい理解の普及啓発に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、認知症の者等に対する支援に関すること。
- (認知症初期集中支援チーム)

第5条 市長は、認知症の初期に集中的かつ包括的な支援を実施し、認知症の者等を早期に支援する認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）を設置する。

2 支援チームは、市内に居住する40歳以上の認知症の者又は認知症が疑われる者であつて次のいずれかに該当する者に対し、支援を行うものとする。

- (1) 医療サービス若しくは介護サービスを受けていない者又は中断している者
- (2) 医療サービス又は介護サービスを受けている者のうち、認知症の行動又は心理症状が顕著な者

3 支援チーム員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数の者をもって構成する。

- (1) 次のいずれにも該当する者 2人以上

ア 保健師、看護師、准看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等の医療保健福祉に関する国家資格を有する者

イ 認知症ケア又は在宅ケアの実務、相談業務等に3年以上携わった経験を有する者

ウ 別に厚生労働大臣が定める研修を修了する等により、必要な知識及び技能を習得した者

- (2) 次のいずれかに該当する者のうち、認知症の確定診断を行うことのできる認知症サポート医 1人以上

ア 公益社団法人日本老年精神医学会又は一般社団法人日本認知症学会が定める専門医

イ 認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師

4 支援チームは、次の業務を行うものとする。

- (1) 支援チームの役割や機能についての普及啓発に関すること。
- (2) 認知症の者等に対する訪問支援、アセスメント、情報収集等の認知症初期集中支援に関すること。
- (3) 認知症初期集中支援における関係機関等との連携に関すること。

(4) 支援チーム員会議を定期的を開催し、支援対象者へ医療サービス又は介護サービスが円滑に導入されるよう支援の方向性を協議すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、認知症の者等に対する支援に関すること。

(認知症初期集中支援チーム検討委員会)

第6条 市長は、支援チームの推進及び活動状況の検討を行うため、松本市認知症初期集中支援チーム検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

2 検討委員会の委員は、松本市認知症施策推進協議会設置要綱（平成27年告示第277号）の規定による松本市認知症施策推進協議会の委員をもってこれに充てる。

3 検討委員会の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(守秘義務)

第7条 推進員、支援チーム員、検討委員会の委員その他事業に従事する者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事業の委託)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、事業を適切に遂行できると認められる法人その他の団体（以下「委託法人等」という。）に対し、事業の全部又は一部を委託することができる。

2 市長は、前項の規定により事業の委託をしたときは、委託法人等に対し当該事業の実施状況その他の必要な報告を求めることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(報告事項)

令和 6 年度事業報告について

1 認知症施策推進協議会

第 1 回協議会 令和 6 年 6 月 6 日 (木)

第 2 回協議会 令和 7 年 1 月 3 0 日 (木)

2 地域包括支援センター活動実績 (認知症対応・相談について)

令和 6 年度 相談対応件数 実数 5 4 9 件 (医療へつなぐ必要件数 8 5 件)

延数 2, 9 9 1 件

3 取組み内容 (※) 令和 6 年度認知症事業計画の取組み内容ごと記載

項目 (※)	事業名	内 容
(1) 普及啓発・本人 発信支援	ア 認知症サポーター 養成講座	(ア) 開催回数 7 1 回 (イ) 養成数 3, 1 5 7 人 (60 歳未満 2, 8 3 5 人) (ウ) 認知症に関する学習 (ステップアップ講座) 希望者数 1 2 5 人 (エ) 認知症に関する地区活動やボランティア等 希望者数 7 8 人
	イ 認知症サポーター 活動促進 (ステップア ップ講座)	(ア) 開催回数 1 2 回 (イ) 受講者数 3 0 6 人 (ウ) 地域の実情に応じて各地域包括支援センター単 位で、認知症サポーター養成講座受講者対象 (民生 委員、通いの場、地区ボランティア等) に講座を開 催。 ご本人や長野県若年性認知症支援コーディネー ターを講師としてお招きし、キャラバン・メイトと 共同で実施した。認知症の方ご本人から直接経験を 伺うことで、地域共生社会についての学びを深める ことができた。
	ウ 認知症に関する相 談窓口の周知	(ア) 認知症地域支援推進員を中心に、相談窓口周 知用ポスター、認知症思いやりパスブック (リー フレット版) を各地域で連携のある関係機関や 市内図書館、3 師会等に配布 (イ) 広報まつもと、SNS を活用しての周知 (ウ) ハタチの記念式典での周知啓発
	エ 認知症思いやりパ スブック (認知症ケア パス)	個別対応、地域ケア会議、認知症サポーター養成講 座、認知症勉強会、通いの場等で活用し、認知症に関 する理解を深めた

	オ 世界アルツハイマーデー等での取組み 	(ア) 松本市中央図書館での認知症の方本人の作品展示 (イ) 地域包括支援センターだよりでの周知 9月号「認知症と共に生きる共生社会の実現」 3月号「認知症～本人の声を聴こう～」 (ウ) 広報まつもと9月号特集記事の掲載 (エ) 地元新聞、松本市公式HP・SNSや行政モニターを活用した周知 (オ) 各地域包括支援センター主催の勉強会等開催 (カ) 周知啓発に関するキャッチフレーズの作成 (キ) 県主催松本城ライトアップ（松本市後援） (ク) 信州オレンジサミット2024 in 松本の開催（松本市共催、松本市認知症施策推進協議会后援）
	カ 若年性認知症施策の推進（まつもとミーティングの開催支援）	(ア) まつもとミーティング開催数12回、参加延数（支援者含む）265人 (イ) まつもとミーティングチラシの医療機関、関係機関等へ配布、SNS等での周知
(2) 予防	各地域で開催している物忘れ相談会等で認知症思いやりパスブック（認知症ケアパス）に掲載している認知症チェックリスト（大友式認知症予測テスト）を活用し、早期発見に努めた。また、他課と連携し「通いの場」の立ち上げや地域での周知を行った。	
(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	ア 認知症思いやりサポートチーム（認知症初期集中支援チーム）	実績等（別紙参照）
	イ 認知症思いやり相談	(ア) 開催回数6回 (イ) 相談件数18件 (ウ) 相談者延数48人（本人5人、家族等21人 ケアマネ・包括等22人）
	ウ 認知症カフェ	(ア) 継続数23か所（新規1か所含） (イ) 認知症サポーター活動数21か所 (ウ) 認知症の方本人の参加数21か所
(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	ア チームオレンジ設置の向けての検討	(ア) チームオレンジまつもと宣言5か所（新規2か所含） (イ) 松本市公式HP等でのチームオレンジまつもとの周知 (ウ) 認知症地域支援推進員・地区生活支援員合同研修会の開催
	イ 徘徊高齢者家族支援サービス事業	(ア) 思いやりあんしんカルテの登録数113件（累計348件、死亡等により削除数235件）活用数件3件（累計32件） (イ) 徘徊GPS端末機の貸与30件

	ウ 成年後見制度利用 促進	(ア) 福祉関係者を対象とした成年後見制度等 研修会の実施（８月）や地域包括支援センタ ーだよりへの掲載（７月）による制度周知 (イ) 松安筑成年後見ネットワーク協議会の開催 （７月、１月） (ウ) 支援方針や後見人等候補者について専門職か らの助言を受け、検討する内部検討会議の開催 (エ) 後見人等候補者を推薦する専門委員会の開催 (オ) 成年後見制度相談会の開催（６回：計２２件）
--	------------------	---

4 認知症地域支援推進員連絡会開催（８回）

認知症施策の推進役であり、連携の要でもある各地域包括支援センターの認知症地域支援推進員と集まり、各地区の認知症事業の情報共有や意見交換を実施。

5 その他

キャラバン・メイト交流会の開催、キャラバン・メイト通信の発行（年１回）

令和6年度認知症施策「普及啓発・本人発信支援」の取組み結果（まとめ）

取組み	具体的内容
認知症相談窓口の周知	・物忘れ外来、精神科等への受診勧奨 ・日常的にケアマネジメント業務において相談があれば認知症相談窓口の周知や支援を実施 ・介護支援専門員法定研修において周知 ・毎月発行の地域だより（全戸配布）により周知 ・毎月福祉ひろばに在所日を設け相談を受けている
認知症サポーター養成講座の開催や認知症に関する学習会の開催	・一般市民向け公開講座にて認知症についての講義を実施 ・会員（作業療法士）向けの研修会を実施 ・小、中学校、銀行、郵便局、スーパー、コンビニ、移動販売業者等を対象に包括から依頼があれば講座を開催 ・支部（中信地区）、ブロック（松本市内）において「認知症」に関する研修会開催 ・介護事業所や地域の講座を開催 ・「介護プチ講座」の開催 - 小学生の児童、保護者、教員向けの講座 - 町会等地域住民の方への講座に認知症をテーマとする内容を加えた ・ボランティアセンターによる高齢者支援人材育成講座の開催 ・河西部包括主催講座への参加協力
松本市思いやりパスブックの活用	・4月に歯科医師会全会員診療所に思いやりパスブックを配布し、活用を呼び掛けた ・認知症が疑われる方の家族や近所、知人から相談を受けた際に配布、認知症思いやり相談への支援や周知した ・相談を受けた方に配布した
認知症の方本人や家族の声の発信支援	・9月に認知症の人と家族の会、松本市との共催で啓発事業を実施 ・認知症カフェへの参加支援や周知 ・まつもとミーティングへの参加支援や周知を本人や家族に実施した ・認知症の人と家族の会の会報の掲示、周知協力 ・福祉ひろばで実施している「ひろば喫茶」にお誘いし交流の場を設けた
その他取組み	・研修会の開催 - 長野県歯科医師会主催のオンラインでの歯科医師認知症対応力向上研修会を会員へ案内した ・状況に応じて、ケアマネージャーや地域包括支援センターへ情報提供を行った ・まつもと（本人）ミーティングに出席 ・県内の本人ミーティングへの出席・立ち上げの支援 ・認知症カルタによる啓発活動 ・日常生活自立支援事業、成年後見支援センターかけはし等権利擁護の推進 ・自身の意思表示ができなくなってしまった時のために、エンディングノートを作成する講座を4回に分けて開催した（公民館主催）

令和6年度認知症思いやりサポートチーム (認知症初期集中支援チーム) 進捗状況について

1 チーム員会議開催回数

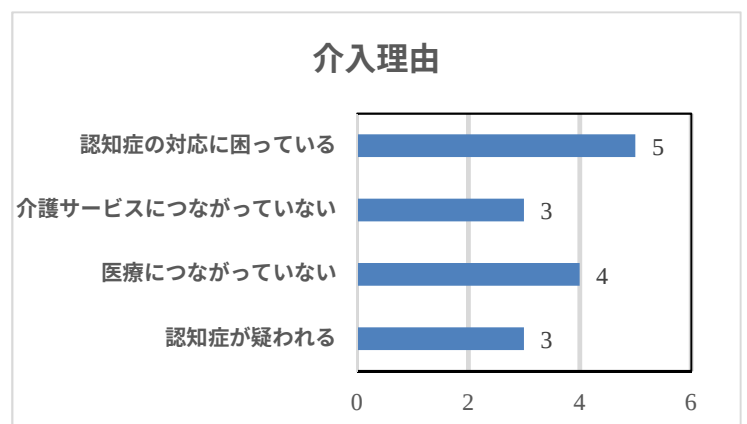
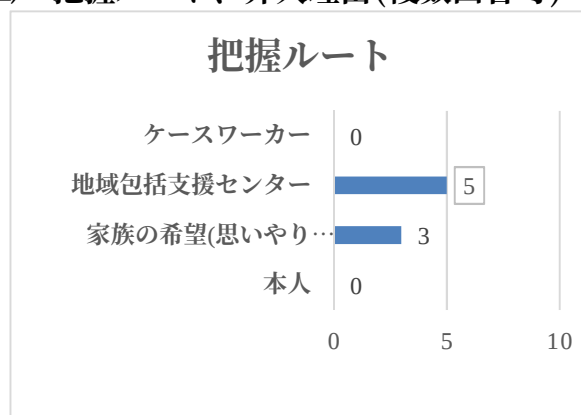
10回(月1回実施) 12月、2月中止

2 対応件数

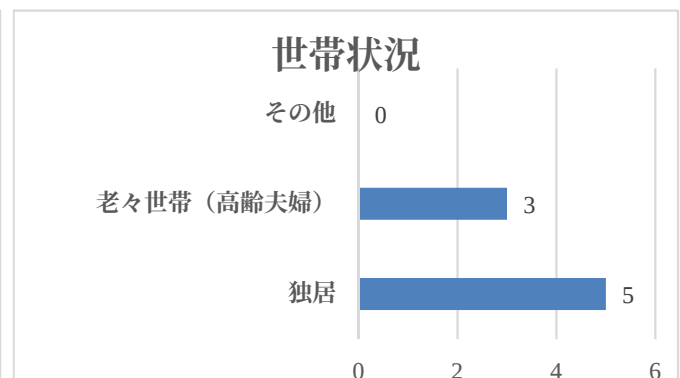
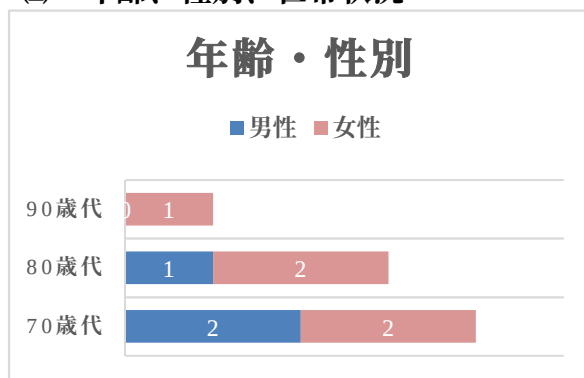
- (1) 支援対象者件数15件(前年度より継続7件、令和6年度新規8件)
- (2) 支援終了者件数11件
- (3) 訪問回数 全138回(延数)
- (4) 相談対応件数 72件

3 支援対象者の状況(n=8)

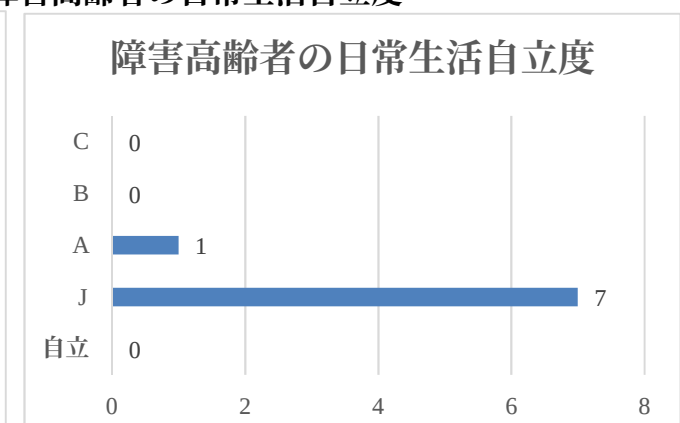
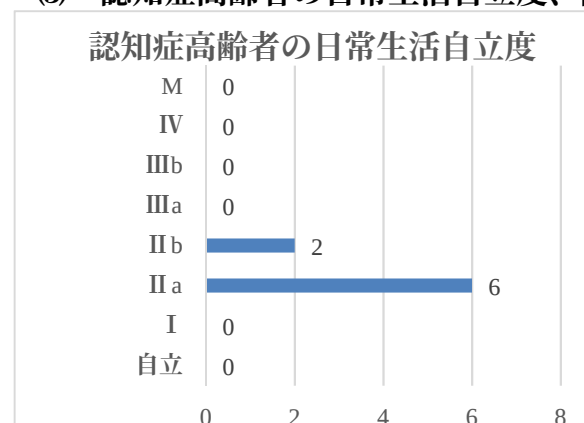
(1) 把握ルート、介入理由(複数回答可)



(2) 年齢、性別、世帯状況



(3) 認知症高齢者の日常生活自立度、障害高齢者の日常生活自立度



4 支援対象者の介入時、介入後の状況（n=11）

(1) 医療サービスの利用状況

介入前		介入後	
認知症で通院	3	認知症で通院	3
認知症以外で通院	2	認知症以外で通院	5
以前は通院	2	入院	3
通院なし	4	通院なし	0

(2) 認知症鑑別診断状況

介入前		介入後	
診断あり	3	診断あり	3
診断なし	7	診断に至った	6
不明	1	診断なし	2
		不明	0

(3) 介護サービスの利用状況

介入前		介入後	
介護サービスのみ	0	介護サービスのみ	8
インフォーマル	2	インフォーマル	0
インフォーマル＋介護	0	インフォーマル＋介護	3
利用なし	9	利用なし	0

(4) 支援終了時の転機

在宅	8
施設	0
入院	3

(5) 国立長寿医療センターアセスメントツール対比

項目	介入時平均値	終了時平均値	数値の変化
DASC（地域包括ケアシステムにおける認知症アセスメントシート）	40.1／84 点	49.5	+9.5 点
DBD（認知症行動障害尺度）	19.3／52 点	19.3	±0 点
Zarit（介護負担尺度）	19.8／32 点	22.2	+2.4 点

(協議事項)

松本市認知症施策推進計画（素案）について

1 趣旨

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき策定された「認知症施策推進基本計画」を踏まえ、高齢者施策の一体的な実施のため第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に包含して松本市認知症施策推進計画の策定を予定しています。

つきましては、協議会委員の皆さまが、日ごろ業務や活動を通じて感じられている課題や必要な認知症施策の方向性についてご意見を頂戴し、計画（素案）についてご協議いただくものです。

2 経過

6. 1. 1 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行
市町村計画の策定が努力義務とされています。
- 4 第9期長野県高齢者プラン策定（長野県認知症施策推進計画包含）
6. 6 第1回松本市認知症施策推進協議会にて第9期介護保険事業計画・
高齢者福祉計画「安心・いきいきプラン松本」に包含し、市町村計画
策定の承認を得る
- 1 2. 3 国の認知症施策推進基本計画策定

	2019年 R1	2020年 R2	2021年 R3	2022年 R4	2023年 R5	2024年 R6	2025年 R7	2026年 R8	2027年 R9	2028年 R10	2029年 R11
国											
県 長野県高齢者プラン											
市 安心・いきいきプラン松本											

松本市認知症施策推進計画（素案）

1 現状と課題

認知症施策は、2024 年施行の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、法的な位置づけを強化しつつ、人権を重視したアプローチへと転換されました。認知症の人を「支える対象」ではなく「権利の主体」として捉え、「共生社会の実現」のため「本人参画」、「新しい認知症観」の普及、意思決定支援の強化が重視されています。

本市においても、第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づいた施策を推進してきましたが、依然として認知症に対する誤解や偏見が残っており正しい理解の促進や地域住民の意識醸成が課題となっています。また、認知症に関する相談窓口が十分に認知されていないことや、認知症の人やその家族が地域社会とつながり安心して参加できるような機会が限られている等の課題があります。

こうした課題を踏まえ、認知症施策を再整理し、地域共生社会の実現に向けた取り組みを一層推進する必要があります。

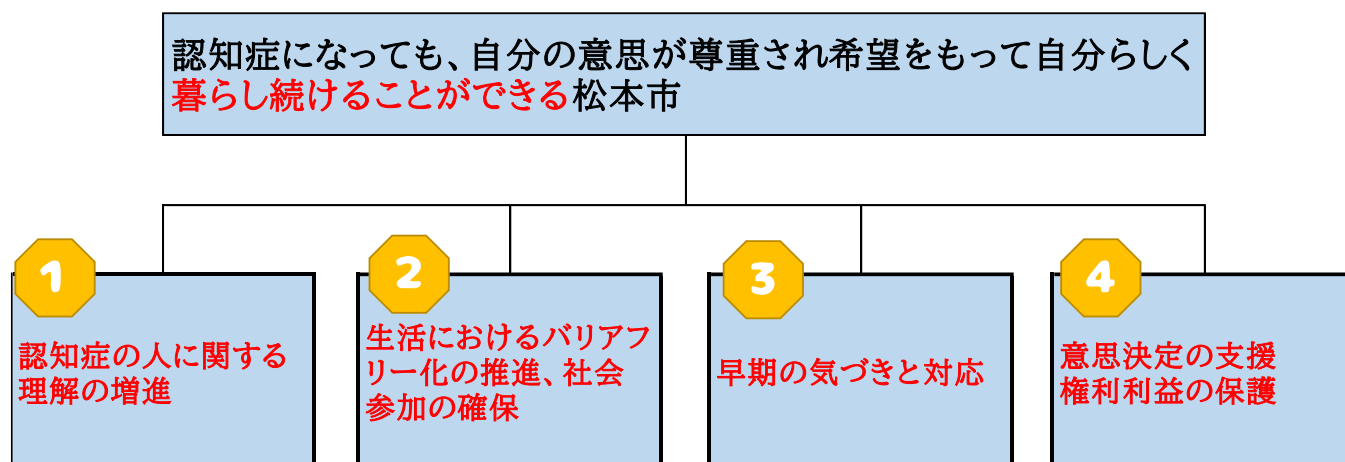
高齢者等実態調査結果からみた現状と課題

項 目	割合 (%)
介護、介助が必要になった主原因として「認知症」と回答 （「高齢による衰弱」「骨折・転倒」に次ぐ第3位）	18.5
認知症に関する相談窓口の認知状況（知らない）	87.7
現在の生活を継続していくに当たって主な介護・介助者が不安に感じる 介護等で「認知症への対応」と回答（第1位）	30.9
認知症になっても安心して暮らしていくために充実が必要なこととして 「認知症の正しい知識と理解をもった地域づくり」と回答 （「認知症の受診・治療ができる病院など」「専門相談窓口」「入所できる施設」「緊急 時に対応できる病院など」「在宅サービスなど」に次ぐ第6位）	23.1

※高齢者等実態調査結果より（一部複数回答）

2 施策の方向

認知症になっても、自分の意思が尊重され希望をもって自分らしく暮らし続けることができる松本市を目指して、本人や家族の参画のもと多様な関係者と連携しながら、共生社会の実現に向けた体制づくりに取り組みます。



(1) 認知症の人に関する理解の増進

認知症を誰もがなりうる身近なものとして「自分ごと」として捉える意識の醸成や、「新しい認知症観」の普及啓発を推進します。また、正しい理解を深めるため、本人や家族が自らの言葉で語る姿を積極的に発信できる活動を支援します（本人発信支援）。

(※)「新しい認知症観」：認知症になっても、一人ひとりが個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方。

(2) 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進、社会参加の確保

認知症の人が自立し安心して暮らすため、地域や企業、公共機関等と連携しながら生活支援体制の整備を進めます。また、地域の実情に応じて、本人発信の場や本人や家族の社会参加機会の確保を図ります。

(3) 認知症の早期の気づきと対応の支援

予防や「早期の気づきと対応」に関する知識の普及を行い、早期に気づき・相談できるよう相談窓口の体制整備及び周知を推進します。

(4) 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

本人が自らの意思に基づいた暮らしが営めるよう、本人や家族、関係者に対して意思決定支援の重要性の理解の促進及び権利利益の保護を推進します。

3 概要図

